

## 後期高齢者医療保険よりお知らせ

### ▶平成29年度保険料額の通知書・納付書を送付します。

広域連合で保険料額が決定されましたので、7月10日ごろに、被保険者のみなさんおひとりおひとりに、保険料額の通知書と納付書を送付します。



#### ◎保険料の納付方法は・・・

※納付方法は、通知書で必ずご確認ください。

- ・保険料は、原則として年金から徴収されます。〈特別徴収〉
- ・年金額が年額18万円未満の人や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人、普通徴収への変更申出書を提出された人、特別徴収に変わるまでの人は、納付書や口座振替などで個別に納めます。〈普通徴収〉

#### ◎保険料の均等割額軽減措置が拡充されました。

【拡充内容】

拡充された軽減率	改正後基準額	拡充内容
5割	33万円+「27万円×世帯の被保険者数」	軽減対象所得の基準額引き上げ
2割	33万円+「49万円×世帯の被保険者数」	軽減対象所得の基準額引き上げ

#### ◎保険料の軽減率が変わります。

##### ①所得割額の軽減措置の改正

所得割額を負担する人のうち、基礎控除(33万円)後の総所得金額等が58万円以下の方は、所得割額が平成29年度は2割軽減となります(平成28年度までは5割軽減)。

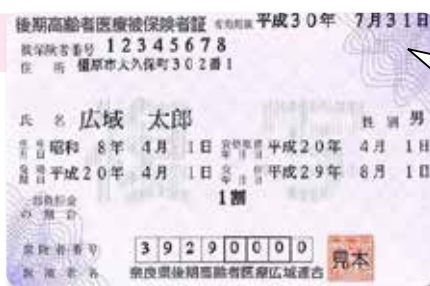
##### ②職場の健康保険などの被扶養者だった人の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度の資格取得前日に、職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった人について、所得割額は課されず、均等割額が平成29年度は7割軽減となります(平成28年度までは9割軽減)。

※ただし、世帯の所得が低い人は均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が優先されます。

### ▶保険証を年度更新します。

現在使用されている保険証の有効期限は、平成29年7月31日です。8月1日から使用していただく新しい「保険証」は、7月中旬から7月末日までに、簡易書留で配達されます(受け取りには、署名か捺印が必要です)。



有効期限が「平成30年7月31日」となっていますので、確認してください。

#### ◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の人には、医療機関での窓口負担が軽減される認定証を交付します。

##### ・平成28年度に認定証の交付を受けている人

→こちらから送付しますので、手続き不要です。7月末日までに届かない場合は問い合わせてください。

##### ・新たに認定証の交付を受ける人

→申請が必要です。(申請には保険証と印鑑が必要。認定証のお渡しは、原則8月1日以降です。)

※有効期限が切れた保険証や認定証は、市役所 保険年金課(101番窓口)へ返却いただくか、ハサミを入れるなどして各自で処分をお願いします。

問合せ=保険年金課 医療係(内線327・328)